

財政比較分析表の見方

2. 財政分析指標の項目について

※ 各数値は平成17年度地方財政状況調査（普通会計決算統計）によるものです。
（ラスパイレス指数を除く。）

○ 財政力指数

[計算式]

$$\left(\frac{\text{前々年度の基準財政収入額}}{\text{前々年度の基準財政需要額}} + \frac{\text{前年度の基準財政収入額}}{\text{前年度の基準財政需要額}} + \frac{\text{当年度の基準財政収入額}}{\text{当年度の基準財政需要額}} \right) \div 3$$

[用語の説明等]

地方公共団体の財政力を示す指標として用いられ、1に近くあるいは1を超えるほど財源に余裕があるとされます。

現行制度上では国の各種財政援助を行う場合の財政力の判断指標とされています。

※ 基準財政収入額：地方公共団体が標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を、一定の方法により算出した額。

基準財政需要額：地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法により算出した額。

○ 経常収支比率

[計算式]

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源の額}}{\text{経常一般財源等の額}} \times 100 (\%)$$

[用語の説明等]

当該団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われます。

この比率が低いほど、一般財源が臨時的な財政需要に対して余裕をもつことになり、財政構造に弾力性があるということになります。

※ 経常一般財源：毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その使途が特定されない収入。具体的には、地方税（都市計画税等を除く）、地方譲与税、普通交付税、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金並びに経常的に収入される使用料、手数料、財産収入及び諸収入のうち使途の特定されないものをさします。

○ 実質公債費比率

[計算式]

$$\frac{(A+B)-(C+D+E)}{(F+G)-(D+E)} \times 100 (\%)$$

※上記の算式による3年度間の平均

A：普通会計に係る元利償還金（繰上償還金を除く。）

B：地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）

①満期一括償還地方債に係る年度割元金償還金相当額

②公営企業債の元利償還金に対する普通会計からの繰出金

③一部事務組合が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等

④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

（PFI事業に係る委託料、国営事業負担金、利子補給等）

C：A又はBに充てられた特定財源

D：普通交付税の算定において、災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費

E：普通交付税の算定において、事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費

※ D及びEには「準元利償還金」に係るもの（一部事務組合の地方債、公営企業会計に属する地方債等）を含む。

F：標準財政規模

G：臨時財政対策債発行可能額

[用語の説明等]

地方債協議制度移行に伴い、起債制限比率に加えて地方債の許可制限に係る指標として規定されたものです。実質公債費比率が18%以上になると地方債の発行に際し許可が必要となり、25%以上では地域活性化事業等の単独事業に係る地方債の発行が制限され、35%以上になると、これらに加えて一部の一般公共事業債の発行についても制限されます。

○ **人口一人当たり地方債現在高**

[用語の説明等]

平成18年度3月31日現在住民基本台帳人口1人当たりの地方債現在高です。

○ **ラスパイレス指数**

[用語の説明等]

地方公務員（一般行政職）と国家公務員（行政職俸給表（一））の給与水準を、国家公務員の職員構成を基準として、学歴別、経験年数別に比較し算出したもので、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したものです。

なお、職員数の少ない団体では職員構成や経験年数階層の変動が大きく影響してくることもあります。平成18年度地方公務員給与実態調査（総務省自治行政局公務員部給与能率推進室）による数値です。

○ **人口1,000人当たり職員数**

[用語の説明等]

平成18年度3月31日現在住民基本台帳人口1,000人当たりの職員数です。

○ **人口1人当たり人件費・物件費等決算額**

[用語の説明等]

平成18年度3月31日現在住民基本台帳人口1人当たりの人件費、物件費及び維持補修費の合計額です。

なお、人件費には事業費支弁人件費を含み、退職金は含みません。